

条 例 第 6 7 号

令和3年9月27日

鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例（平成16年条例第103号）の一部を改正する条例を公布する。

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の一部を改正する条例

第2条各号列記以外の部分中「のうち、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域（他の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により開発行為を行うことができる土地の区域を除く。）以外の区域」を削り、同条第7号中「開発行為で、」の次に「政令第29条の9各号に掲げる区域を除く」を加える。

第4条各号列記以外の部分中「のうち、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域（他の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により開発行為を行うことができる土地の区域を除く。）以外の区域」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項本文、法第42条第1項ただし書及び法第43条第1項本文の規定による許可に係る申請（以下この項において「申請」という。）について適用し、施行日前になされた申請については、なお従前の例による。
- 3 鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第52号）による改正前の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例（以下「旧条例」という。）に定める基準に適合し、法第29条第1項本文の規定による許可を受けた土地について、施行日以後に都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第29条の9各号に掲げる区域を除く区域において、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げる建築物の新築若しくは改築又はこれらの建築物への用途の変更（以下「新築等」という。）をする場合に限っては、法第42条第1項ただし書の規定による許可を行うことができるものとする。この場

合における当該建築物の新築等の許可に係る基準については、旧条例の例による。

- 4 旧条例に定める基準に適合し、法第43条第1項本文の規定による許可を受けた建築物の敷地について、施行日以後に政令第29条の9各号に掲げる区域を除く区域において、建築基準法別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げる建築物の新築等をする場合に限っては、法第43条第1項本文の規定による許可を行うことができるものとする。この場合における当該建築物の新築等の許可に係る基準については、旧条例の例による。